



# 島根県報

令和4年9月14日（水）

号外 第 103 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公 告】**

令和4年度クリーニング師試験の実施

(薬事衛生課) 2

**公 告**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和4年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和4年9月14日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 試験日時**

令和4年12月15日（木）午前9時40分から午後5時まで（午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。）

なお、終了時刻については、受験者数に応じて変更する場合がある。

**2 試験場所**

学科試験及び実地試験

松江市内中原町52 島根県職員会館

全ての試験を同一の会場で行う。

**3 試験の内容****(1) 学科試験**

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗たく物の処理に関する知識

**(2) 実地試験**

ア 繊維の鑑別

イ ワイシャツのアイロン仕上げ（家庭用コードレススチームアイロン（1,400ワット）を使用する。）

**4 受験資格**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

**5 受験手数料**

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

**6 受験願書等の受付期間**

令和4年9月21日（水）から同年10月5日（水）まで

なお、郵送の場合は、令和4年10月5日までの消印のあるものに限り受け付ける。

**7 受験願書等の提出先**

島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）へ提出すること。

**8 提出書類****(1) 受験願書****(2) 履歴書（所定用紙）**

**(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）**

**(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課において確認証明を受けたもの）**

(5) 戸籍謄(抄)本(現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。)

9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

10 合格者の発表

令和4年12月26日(月)に島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに受験番号を公告するほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

(1) 受験願書等の配付

受験願書及び履歴書(以下「受験願書等」という。)は、島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに掲載するほか、島根県健康福祉部薬事衛生課で配付する。

※島根県健康福祉部薬事衛生課のホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/yakujeisei/>

なお、郵送により受験願書等を請求する場合は、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(定形のものに限る。)を同封し、島根県健康福祉部薬事衛生課(〒690-8501 松江市殿町1番地)へ郵送すること。

(2) 問合せ先

受験願書等の請求、受験手続その他試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ(電話0852-22-6529)にすること。

(3) 留意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、試験日時を変更し、又は試験を中止する可能性があること。